札幌市外国の地方公共団体の機関等に派遣される単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和７年１２月10日

札幌市長　秋元克広

札幌市規則第61号

札幌市外国の地方公共団体の機関等に派遣される単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

札幌市外国の地方公共団体の機関等に派遣される単純労務職員の給与に関する規則（昭和６３年規則第３０号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第１号及び第２号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（給与の支給） 第２条　（略） ２　派遣職員のうち、当該派遣職員の扶養親族が北海道内に居住することとなるものに関する前項の規定の適用については、同項中「及び期末手当」とあるのは、「、期末手当及び寒冷地手当」とする。 ３　（略）	（給与の支給） 第２条　（略） ２　派遣職員のうち、当該派遣職員の扶養親族（札幌市職員給与条例（昭和２６年条例第２１号）第２７条第２項の表備考１に規定する扶養親族をいう。）が北海道内に居住することとなるものに関する前項の規定の適用については、同項中「及び期末手当」とあるのは、「、期末手当及び寒冷地手当」とする。 ３　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。